

✓ 本チェックリストは、代表的な確認項目について掲載しています。提出書類は、本チェックリストに加え、太陽光の手引き及び各事業の交付要綱・手引きを必ず確認してください。

✓ 提出書類は、A4の用紙に片面印刷をお願いします。（両面印刷は不可）

✓ 申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。

○：提出必須 △：該当者のみ提出 -：提出不要

No	提出形態	書類名	申請者種別			提出	チェック欄	確認事項
			個人	法人	共同			
1	第1-1号様式 第2-1号様式	太陽光発電システム 助成金交付申請書	○	○	○	必須	□	<ul style="list-style-type: none"> ■申請者が【個人・法人】の場合、【個人法人】第1-1号様式を使用すること ■申請者が【リース事業者】の場合、【共同申請】第2-1号様式を使用すること ■申請者は太陽光発電システムの所有者（見積書の名義と一致）であること ■太陽光発電システム購入予定金額が見積書の金額と一致していること ■太陽光発電システムの売買契約・工事契約・リース契約等は契約前であること ■誓約事項を確認の上、同意日を記入し、チェックを入れること ■国及び他の地方公共団体による補助金の申請状況にチェックを入れること ■陸屋根の集合住宅の架台設置、防水工事を施工する場合、チェックを入れること
2	指定様式	太陽光発電システム 設置概要書	○	○	○	必須	□	<ul style="list-style-type: none"> ■設置予定のモジュール・パワコンのメーカー名・型式名・出力を全て記載している ■モジュールは、JETPVm認証または海外認証機関による認証を受けている ■パワコンの定格出力は、メーカーのカタログに記載されているものである
3	コピー	申請者（個人）本人確認書類	○	-	-	申請者が個人の場合	□	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の書類のうちいずれか一つの写しを提出すること（有効期限内であること） <ul style="list-style-type: none"> ① 運転免許証（表面の住所・氏名に変更がある場合は裏面も提出） ② 健康保険証（後期高齢者医療被保険者証） (保険者番号・記号・番号・二次元バーコードはマスキングすること) ③ 住民基本台帳カード ④ 日本国パスポート ⑤ 外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書 ⑥ 身体障がい者手帳 ⑦ 療育手帳 ⑧ 精神障がい者保健福祉手帳 ⑨ 運転経歴証明書 ⑩ マイナンバー個人番号カードの表面（マイナンバーはマスキングすること） ※日本で発行されたものであること ※現住所・氏名の記載があるもの ※氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁の写しが必要
		申請者（法人）実在証明書類	-	○	-			<ul style="list-style-type: none"> ■以下の書類のうちいずれか一つの写しを提出すること <ul style="list-style-type: none"> ① 商業登記の現在事項証明書 ② 商業登記の履歴事項証明書 ③ 法人印の印鑑登録証明書 ■受付日時点で発行日から6か月以内のものであること
4	コピー/ 指定様式	太陽光発電システム 見積書	○	○	○	必須	□	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の内容が記載されていること <ul style="list-style-type: none"> ① 発行者（販売事業者等）の社名、捺印 ② 宛先（注文者）に申請者の宛名が記載されている ③ 対象機器の設置場所住所 ④ モジュールの「型式名」 ⑤ パワコンディショナーの「型式名」 ⑥ 太陽光発電システム設置に係る費用（機器費、工事費） ■ハイブリッド・トライブリッドのパワコンディショナーを使用する場合には、パワコンディショナーに係る機器費・工事費を太陽光分とそれ以外で按分し、パワコンディショナー太陽光按分費として記載すること ■陸屋根の集合住宅で、架台設置する場合、 架台設置費用の項目・金額（機器費+工事費）を明記すること ■陸屋根の既存集合住宅で、防水工事を施工する場合 防水工事費用の項目・金額を明記すること ■上記の記載がない場合、公社の（見積書）指定様式を提出すること
5	コピー	助成対象住宅 登記事項証明書	△	△	△	住宅建築後に設置する（既存単価）の場合 陸屋根の集合住宅の場合	□	<ul style="list-style-type: none"> ■太陽光発電システムを住宅建築後に設置する（既存単価）場合に提出すること ※交付申請時に提出ができない場合、新築単価が適用されます ■法務局の公印があるもの（登記情報提供サービスで取り寄せたものは不可） ■受付日時点で発行日から6か月以内のもの ■陸屋根の集合住宅の架台設置、防水工事を施工する場合、「陸屋根」「共同住宅または長屋」の記載があること
6	コピー	設置に係る決議書又はこれに代わるもの	△	△	△			<ul style="list-style-type: none"> ■分譲住宅の場合、太陽光発電システムの設置が承認された記載のある議事録であること
7	コピー	リース事業者 実在証明書類	-	-	○	共同申請の場合	□	<ul style="list-style-type: none"> ■リース等の事業者の実在証明書類を提出すること
8	コピー	リース使用者（個人）本人確認書類						<ul style="list-style-type: none"> ■リース使用者が（個人）の場合、本人確認書類（No.4参照）を提出すること
		リース使用者（法人）実在証明書類						<ul style="list-style-type: none"> ■リース使用者が（法人）の場合、実在証明書類（No.4参照）を提出すること
9	コピー	リース申込書・リース見積書	△	△	△	集合住宅の共用部設置の場合	□	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の書類の写しを提出すること <ul style="list-style-type: none"> ① リース申込書 ② リース料金の見積書 ■リース料金から交付申請予定額相当以上が減額されていること
10	原本/ コピー	その他公社が必要と認める書類						<ul style="list-style-type: none"> ■必要事項の確認のため、別途資料及び書類の提出をお願いする場合があります